

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針（抜粋）：「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

- 平成25年
3月 地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）発足
- 平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
（以後、第5次～第12次 一括法成立）
- 令和4年
7月中旬 提案団体からのヒアリング
8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング
10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月11日 地方分権改革有識者会議「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月20日 地方分権改革推進本部において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
〃 同方針を閣議決定
- 令和5年
3月3日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

法改正事項の概要

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

- ① 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に
（災害対策基本法）
- ② 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し
（交通安全対策基本法）
- ③ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
- ④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（他5法律※）に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に
※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法
（住民基本台帳法）
- ⑤ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）
（地方独立行政法人法）
- ⑥ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に
（戸籍法）
- ⑦ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に
（建築基準法）

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(7法律)

〔災害対策基本法〕

- ・ 罹災証明書等の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に

〔交通安全対策基本法〕

- ・ 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕

- ・ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し

〔住民基本台帳法〕

- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(他5法律*)に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に

※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法

〔地方独立行政法人法〕

- ・ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加)

〔戸籍法〕

- ・ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に

〔建築基準法〕

- ・ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、 廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）（地方独立行政法人法）

現
行

○公立大学法人においては、以下の事項が**毎年度義務付け**られている



- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の**年度評価**を受ける

（設立団体の長の
附属機関）

※国立大学法人においては、
年度計画、年度評価ともに**令和4年4月に廃止**

（施行日：公布の日）

支障

- 公立大学法人：
中期計画（6年）があるにもかかわらず**毎年の策定は負担**
- 地方公共団体（設立団体）：
年度評価に係る事務負担が大きい



教育の質の向上や地域貢献に
十分に取組みしていない

見
直
し
後

○国立大学法人の例を踏まえ、
年度計画及び年度評価を廃止（※）

中期計画の期間中の評価が6回→2回に



評価	評価	評価	中間評価	評価	最終評価
1年	2年	3年	4年	5年	6年
			中間評価		最終評価

（※）年度計画の廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

効果

- 地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務を行うことができる

公立大学が**本来の役割に資する業務**に一層取り組むことが可能に！

